2月16日㈬～3月15日㈫ 確定申告は税務署へ

還付申告は受付中

確定申告は期限内に

確定申告は、一年間の所得と税額を計算して、所得税の過不足を精算する手続きです。

平成22年分の確定申告の提出および納税は3月15日（火）までです。申告書は本人または依頼を受けた税理士が計算・記入して、期限までに税務署へ申告・納税してください。

※土曜・日曜日などに申告書を提出するときは、税務署の時間外文書収受箱をご利用ください。

※東村山税務署では、2月20日（日）・27日（日）の午前9時から午後5時まで（午前8時30分開場）に限り、確定申告書の書き方のアドバイス、用紙の配付および申告書の受付を行います。なお、当日は国税の領収、納税証明書の発行、電話での相談は行っていませんのでご了承ください。

送付による提出

計算・記入済みの申告書は、郵便または信書便による送付でも提出することができます。この場合、提出する封筒の裏面に住所、氏名を必ず書いてください。

また、申告書の「控え」に受付印が必要な方は、住所、氏名などをボールペンで記入のうえ、切手をはった返信用封筒を同封してください（鉛筆書きは不可）。

インターネットで確定申告書が作成・提出できます

国税庁のホームページ（http://www.nta.go.jp）内の「確定申告書等作成コーナー」で入力し、印刷（白黒でも可）した確定申告書等を、そのまま税務署に提出することができます。

また、入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信（提出）できるe-Taxがあります。e-Taxを利用するには、所定の手続きが必要です。国税庁のホームページをご覧ください。

還付申告を受付中

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は税務署へ確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

▽多額の医療費を支払ったとき

▽マイホームをローンなどで取得したとき

▽災害や盗難にあったとき

▽年の途中で退職したとき

▽年末調整を受けていない所得税の還付を受けるための申告は、1月から税務署で受け付けています。所得税の確定申告が始まる2月16日（水）以降は混雑しますので、早めに申告を済ませてください。

※勤務先や年金支払者から交付された、給与所得や公的年金などの源泉徴収票を添付してください。

※控除の種類によっては、領収書や証明書などが必要になる場合があります。

※本人名義の振込先と認め印が必要です。

確定申告などの相談は

◆税務署で申告書作成会場を開設

還付申告など、確定申告書の書き方などのアドバイスを行っています。印鑑、筆記用具、計算機、前年申告された方はその控えなどを持参のうえ、ご相談ください。

※市役所で受付する市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられませんのでご注意ください。

◆確定申告センターを開設

東京国税局が、平成22年分の確定申告期間中、パソコンを利用した申告を推進するために開設します。

とき　3月15日（火）まで　午前9時15分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

ところ　アクアプラザ（新宿区西新宿6－5－1　新宿アイランド地下1階）

※居住地にかかわらず利用できます。

内容　パソコンによる所得税・個人消費税などの確定申告書等作成におけるアドバイス（土地、建物および株式などの売却による譲渡所得や贈与税の相談を除く）

問合せ　東村山税務署（〒189－8555　東村山市本町1－20－22　☎042（394）6811）

市民税・都民税 申告は市役所へ

申告書発送は2月4日㈮

平成23年度の市民税・都民税の申告期間は、2月16日（水）から3月15日（火）までです。

受付開始直後および受付終了前の数日間は、会場が混雑しますので、余裕をもって申告してください。

とき　2月16日～3月15日の月曜～金曜日　午前9時～11時30分、午後1時～4時

ところ　市役所2階201会議室

※申告書は、送付などでも受け付けています。

※当日は、給与収入、年金収入の簡易な所得税還付申告書記入の相談、申告書受付も行います。申告に必要な書類は、事前に準備してください。

土曜相談・受付窓口を開設

税務課では、次の2日間の土曜日に、平成23年度市民税・都民税の申告書作成の相談および申告書の受付を行います。

とき　2月19日（土）・26日（土）　午前9時～11時30分

ところ　市役所2階201会議室

※この2日間以外の土曜窓口では、取り扱いませんので、ご了承ください。

問合せ　税務課☎042（346）9522

ちょっと教えて　市民税・都民税

皆さんから寄せられる質問とその回答についてまとめました。

質問	回答
昨年、小平市に転入しました。今年の市民税・都民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。	小平市へ申告してください。市民税・都民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっています。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地に申告してください。
昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。	申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置の判定や、都営住宅の収入報告に添付する非課税証明書の発行などができません。ただし、同居の親族の扶養となっている場合は、申告の必要はありません。
アルバイトをしていますが、扶養に入れるでしょうか。	年間の給与収入が103万円（給与所得に換算すると38万円）までなら扶養に入ることができます（所得税はかかりません）。ただし、市民税・都民税は給与収入が100万円を超えるとかかる場合があります。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば扶養に入ることができます。
単身赴任の夫の扶養となっていますが、市民税・都民税の申告は必要ですか。	申告が必要です。単身赴任されている方など市外に住んでいる方の給与支払報告書などは小平市へ送られてこないため、扶養に入っていることを確認できません。お手数ですが、あなたを扶養している方の住所・氏名などを記入した市民税・都民税の申告書を提出してください。
税務署に確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。	必要ありません。税務署に確定申告（還付申告を含む）をすると、申告書に記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られます。
市民税・都民税の申告には、何を持参すればよいのですか。	・平成22年中の収入状況がわかる書類…源泉徴収票や支払明細書ほか ・控除を受けるための必要書類…生命保険料・地震保険料・国民年金保険料などの控除証明書（年末調整用としてすでに勤務地へ提出している方は不要）、医療費の領収書、障害者手帳ほか ・印鑑

国民年金

◆保険料は、便利・安心・確実な口座振替を

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額されたり、受けられなくなることがあります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合もあります。

口座振替は、全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用金庫・信用組合・労働金庫で利用でき、便利で安心、確実です。

また、口座振替で年金を一年前納すると、保険料が3千8百円割引され、納付書で前納するよりお得です（平成22年度）。

申込み　申出書（年金事務所や金融機関にあります）に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関などの窓口に提出

問合せ　武蔵野年金事務所☎0422（56）1411

◆特別障害給付金の請求はお済みですか

特別障害給付金制度は、国民年金に任意加入できなかった期間に、任意加入しなかったことで、障害基礎年金を受給していない障がい者を対象とした福祉的措置です。

対象　①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金保険・共済組合などの加入者）の配偶者

③①または②のうち、任意加入していなかった期間内に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がい状態にある方

※65歳に達する日の前日までに当該障がい状態にある方に限ります。

※原則として65歳に達する日の前日までに請求する必要があります。

支給額　▽障害基礎年金2級相当に該当する方　月額4万円

▽障害基礎年金2級相当に該当する方　月額5万円

（いずれも平成22年度）

なお、本人がほかの年金を受給している場合や本人の所得によっては支給が調整（停止）される場合があります。

問合せ　保険年金課国民年金係☎042（346）9531、武蔵野年金事務所☎0422（56）1411

地上デジタル放送

低所得世帯への支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送を視聴できない低所得世帯に対し、支援を行っています。

対象　▽生活保護世帯などでNHK放送受信料が全額免除の世帯

▽市町村民税が非課税の世帯

内容　地上デジタル放送対応の簡易なチューナー（1台）の無償給付ほか

支援の内容、申込み方法などは、対象世帯によって異なります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ　総務省地デジチューナー支援実施センター☎0570（033840）（放送受信料全額免除世帯への支援）、☎0570（023724）（市町村民税非課税世帯への支援）

東京都の最低賃金をご存知ですか

東京都の特定（産業別）最低賃金は、昨年12月31日から左表のとおりとなりました。

月給制、日給などすべてに、時間額が適用されます。

問合せ　東京労働局賃金課☎03（3512）1614

特定（産業別）最低賃金

鉄鋼業	846円
はん用・生産用機械器具製造業	832円
業務用・電気・情報通信機械器具製造業 時計・時計部分品・眼鏡製造業	829円
自動車・自動車附属品製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業 航空機・航空機附属品製造業	832円
出版業	827円

後期高齢者医療制度

◆保険料は確定申告の社会保険料控除の対象になります

後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。

平成22年中に納めた保険料額は源泉徴収票や領収書、通帳などで確認できますが、納付額を書面で必要な方は、お問い合わせください。

控除の対象者　保険料を年金天引きで納めている方は、年金受給者本人に社会保険料控除が適用されます。一方、口座振替を選択すると、口座の名義人に控除が適用されます。

※口座振替を希望する方は、問合せ先へ相談ください。

◆保険料の軽減を受けるには被保険者および世帯主の申告が必要です

所得が低い世帯の方には、保険料の軽減措置があります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減が受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。

◆高額介護合算療養費支給制度

病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成21年8月～平成22年7月）が高額となった場合、基準額（左上表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。

該当する方は、問合せ先へ申請してください。

問合せ　保険年金課後期高齢者医療係☎042（346）9538

高額介護合算療養費算定基準額（年額）

負担区分	後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

※基準額は世帯単位です。
※低所得者とは、住民税非課税世帯などです。

寝たきり高齢者などに障害者控除が適用されます

6か月以上寝たきり、または認知症などで複雑な介護を要し、日常生活に支障のある65歳以上の方は「障害者手帳等の交付を受けた方」に準ずるものとして、福祉事務所長の認定が受けられます。

納税者本人、または被扶養者が認定を受けると、所得税・住民税の障害者控除が適用されます。

申請窓口　高齢者福祉課（健康福祉事務センター2階）

問合せ　高齢者福祉課☎042（346）9642

国民の声と熱意で四島返還

2月7日は北方領土の日です

官公署だより

点字で課税の内容をお知らせ

主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。対象は、固定資産税・都市計画税（23区内）、個人事業税、自動車税で、内容は、税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先です。

ご希望の方は、問合せ先へご連絡ください。2月末までにご連絡をいただいた方には、平成23年度分から点字のお知らせを同封します。すでに、利用されている方は、連絡の必要はありません。

問合せ　東京都主税局相談広報係☎03（5388）2924

高齢者マークを変更

70歳以上の方が自動車を運転する際にはるように定められている高齢者マークのデザインが、2月1日から変わります。

※従来のデザインのものも当分の間、使用できます。また、表示する場所は今までと同じです。

問合せ　小平警察署交通課☎042（343）0110

新しい高齢者マーク

交通少年団員を募集

交通少年団は、子どもたちが活動を通して周囲の人々に交通安全を呼びかけながら、マナーや決まりを守り、思いやりのある心を持った社会人に育つことを目指しています。

費用　無料

対象　市内在住の小学生

活動内容　交通安全教室、交通安全ボランティア活動、スポーツ大会、レクリエーション

※毎年、3月に卒入団式があります。

問合せ　問合せ先へ

問合せ　小平交通安全協会（小平警察署内）☎042（344）2544、小平警察署交通課☎042（343）0110

小平消防署

救命講習

◆上級救命講習

とき　2月13日（日）午前9時～午後5時

費用　教材費2千6百円

◆普通救命講習

とき　3月13日（日）午前9時～正午

費用　教材費1千4百円

ところ　小平消防署（仲町21）

定員　各30人

内容　心肺そせい法、自動体外式除細動器（AED）の取り扱い要領、異物除去法、傷病者管理、外傷の手当、搬送法（普通救命講習は傷病者管理、外傷の手当、搬送法を除く）

※当日は、80円切手をはった封筒を持参し、動きやすい服装で参加してください。

※講習修了者に、後日、救命技能認定証を交付します。

申込み　小平消防署警防課救急係☎042（341）0119

2月は省エネルギー月間です

▽設定温度は控えめに（冬の室内は20度を目安に）

▽スイッチはオフ（不要な照明などはこまめに切る）

▽待機電力のカット（就寝や外出時はプラグを抜く）

問合せ　㈶関東電気保安協会多摩事業本部☎042（526）5111

消費生活相談室だより⑥

◆もうけ話にご用心

「情報商材」の相談が急増しています。情報商材とは、インターネットで販売されている「○○円の収入が得られる方法」などのもうけ話や内職の情報です。

情報商材の内容が広告と違う、別料金がかかる、マニュアル通りに作業をしても収入が得られない、返金保証があるのに返金されないなどの相談が目立ちます。

例　インターネットの副業サイトで、クリックするだけで簡単に収入が得られるという情報商材を購入した。購入後マニュアルを見ると、クリックするだけで収入が得られるという内容ではなかったし、広告には書かれていなかった月々の料金が必要だとわかった。話が違うので解約したい。クレジットカードで支払い済みの4万円を返してほしい。

この事例の場合は、交渉の結果、全額返金されましたが、販売の仕組みが複雑で情報商材の作成者、サイト業者、クレジットカード業者、海外の決済代行業者が絡んでいることが多く、解決が困難な場合もあります。

情報商材は購入前に内容を確認できないことが多く、また、簡単に絶対もうかる話はありません。安易に信用しないよう気をつけましょう。トラブルになった場合は、消費生活相談室へご相談ください。

◆消費生活相談室

受付時間　平日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

電話番号　☎042（346）9550

催し集い

◆キッズキッチン　親子で作るバレンタインチョコ

2月13日（日）午前10時～正午。中央公民館。親子1組2千百円。親子ともエプロンを持参。ケーキはラッピングして一組一台持ち帰り。☎ポッシュ・新井090（3509）6143

◆通信協会文化講演会　2月13日（日）午後2時～4時　1時30分開場。ルネこだいら中ホール。無料。講演・地球共生時代における通信事業の役割：月尾嘉男氏（工学博士）。☎㈶通信協会東京地方本部・石田03（3814）0650

◆多摩済生病院第11回ふれあい祭　2月17日（木）・18日（金）午前9時30分～3時。無料（喫茶は有料）。作業療法およびデイケア利用者の手工芸作品展示、喫茶、イベント。☎多摩済生病院042（341）1611

◆国際バティシエ調理師専門学校　国際健康福祉学科専門学校学園祭　2月19日（土）・20日（日）午前10時～午後4時（20日は午後3時まで）。卒業作品展示、実習体験、喫茶・軽食、菓子の販売、フリーマーケットほか。☎国際バティシエ調理師専門学校042（344）5880

募集

◆朗読サークルむぎわらぼうし発表会　2月26日（土）午後1時開場、1時30分開演。ルネこだいらレセプションホール。無料（要整理券）。申込み…小池へ☎042（345）5205

◆第5回家庭クッキング講座　手軽な料理と語り合い　2月27日（日）午後1時30分～4時30分。中央公民館。5百円。講師：安部喜美子氏（調理師、栄養と料理指導者）。☎NPOふれあいアカデミー・佐々木042（323）0148

◆多摩ハイキング同好会　奥多摩秩父周辺の登山と都内近県散策。月6・7回平日。月1回計画説明会あり。年会費4千8百円。☎蔦042（344）9884

★歴史的建造物を学ぶ会　第4木曜日午後1時30分～3時30分。中央公民館。6か月2千円。☎塩谷042（346）3177

★花小金井トールペイントの会　第2・4金曜日午前9時30分～正午。花小金井南公民館。月会費2千円（材料費別）。☎中川080（5388）6317

★ヨガサークル　フィオ　第2・4月曜日午前10時～正午。喜平地域センター。会費1回1千円。☎井口042（326）3505（午後6時以降）

★社交ダンス　学而クラブ　木曜日午前10時～正午。福祉会館。入会金1千円、月会費2千円。中級程度。☎木下042（344）9236（夜間）

★カラオケ　唄心会　第2・4金曜日午後1時～5時。中央公民館。月会費2千円。教材費別。☎城野090（1200）4655

★書道、ペン習字　しらゆき会　第2・4金曜日午後1時30分～5時。中央公民館。月会費2千円。☎村上042（465）4054

★英会話学習会　火曜日午後6時～7時30分。仲町公民館。月会費2千円（教材費別）。☎加藤042（341）3487

★歴史入門の会　第1・3水曜日午前10時～正午。上宿公民館。月会費1千5百円。☎伊勢042（342）1304

★茶道　沙羅の会　第1・3木曜日午前9時30分～正午。花小金井南公民館。月会費2千円（茶菓子代別）。表千家。初心者可。☎加藤042（347）2159

★ペンと小筆　第2・4金曜日午後1時30分～5時。中央公民館。月会費ペン1千3百円、小筆1千5百円。☎天川042（343）3095

★武術太極拳　清流会　24式、48式。第1・3金曜日午前10時～11時30分。中島地域センター。月会費2千円。☎福田042（346）4635

★漢詩　詞櫻会　第2水曜日午後1時～5時。花小金井南公民館。月会費2千円（教材費別）。☎淺岡042（343）2232

★書道　書楽　第2・4金曜日午前10時～正午。中央公民館。月会費2千円（教材費別）。☎阿部042（467）3660

★硬式テニス　タンポポ　月3・4回木曜日午前9時～11時。中央公園テニスコート。1回8百円。見学可、30～40代の主婦中心。☎藤090（7802）1657

★歌う会　マーガレット　第1・3水曜日午後2時～4時。大沼公民館ほか。月会費2千円。クラシック、カンツォーネ、シャンソンなど。発声基礎から。☎石原090（2041）8569

★シニア・テニス　水曜日午後1時～5時。上水公園テニスコート。入会金1千円、月会費2千円。ゲームのできる方、若干名。☎市東042（344）5777

★バドミントン　ウイングス　金曜日午前9時30分～正午。市民総合体育館。月会費1千5百円。女性。☎三浦042（462）2084

★社交ダンス　ダンス・ステップ　第1～3月曜日午後1時30分～4時。鈴木地域センター。月会費2千円。初級程度。☎牧野042（341）9845

★カラオケ　桜花会　第1・3日曜日午後1時～4時。鈴木地域センター。月会費1千円。☎中嶋042（323）2428

★詩、朗読、劇　美和の会　第1・3水曜日午前10時～正午。上宿公民館。月会費2千円。未就園児親子。☎雪丸042（409）1123

★書道、ペン習字　しらゆき会　第2・4金曜日午後1時30分～5時。中央公民館。月会費2千円。☎村上042（465）4054

★英会話学習会　火曜日午後6時～7時30分。仲町公民館。月会費2千円（教材費別）。☎加藤042（341）3487

★歴史入門の会　第1・3水曜日午前10時～正午。上宿公民館。月会費1千5百円。☎伊勢042（342）1304

★茶道　沙羅の会　第1・3木曜日午前9時30分～正午。花小金井南公民館。月会費2千円（茶菓子代別）。表千家。初心者可。☎加藤042（347）2159

★ペンと小筆　第2・4金曜日午後1時30分～5時。中央公民館。月会費ペン1千3百円、小筆1千5百円。☎天川042（343）3095

★武術太極拳　清流会　24式、48式。第1・3金曜日午前10時～11時30分。中島地域センター。月会費2千円。☎福田042（346）4635

★漢詩　詞櫻会　第2水曜日午後1時～5時。花小金井南公民館。月会費2千円（教材費別）。☎淺岡042（343）2232

★書道　書楽　第2・4金曜日午前10時～正午。中央公民館。月会費2千円（教材費別）。☎阿部042（467）3660

★硬式テニス　タンポポ　月3・4回木曜日午前9時～11時。中央公園テニスコート。1回8百円。見学可、30～40代の主婦中心。☎藤090（7802）1657

★歌う会　マーガレット　第1・3水曜日午後2時～4時。大沼公民館ほか。月会費2千円。クラシック、カンツォーネ、シャンソンなど。発声基礎から。☎石原090（2041）8569

★シニア・テニス　水曜日午後1時～5時。上水公園テニスコート。入会金1千円、月会費2千円。ゲームのできる方、若干名。☎市東042（344）5777

★バドミントン　ウイングス　金曜日午前9時30分～正午。市民総合体育館。月会費1千5百円。女性。☎三浦042（462）2084

★社交ダンス　ダンス・ステップ　第1～3月曜日午後1時30分～4時。鈴木地域センター。月会費2千円。初級程度。☎牧野042（341）9845

★カラオケ　桜花会　第1・3日曜日午後1時～4時。鈴木地域センター。月会費1千円。☎中嶋042（323）2428

★詩、朗読、劇　美和の会　第1・3水曜日午前10時～11時。上水南公民館。月会費2千円。未就園児親子。☎雪丸042（409）1123